

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月29日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県刈谷市豊田町2-1

氏 名 株式会社 豊田自動織機 刈谷工場

工場長 平松 修

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0566-22-2511（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 豊田自動織機 刈谷工場
事業場の所在地	愛知県刈谷市豊田町2-1
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	31：製造業 輸送用機械器具製造業
2 事業の規模	売上高：3305億円
3 従業員数	2460人

	④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 参照
--	-----------------	---------

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 2 参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃油の濃縮処理対象物の拡大		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3 参照	
	排出量	t	t

		(今後実施する予定の取組) ・濃縮廃液の有価物化
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類 → 別紙4 参照 ・分別に関する取組み →社員受入教育等で廃棄物の分別に関する教育を実施
②計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし (従来活動を継続)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t

	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	316 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥形成の薬注量の適正管理 ・汚泥の脱水・乾燥機の適正運転 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	316 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の乾燥機の停止（他従来活動を継続） 		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		(今後実施する予定の取組)
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

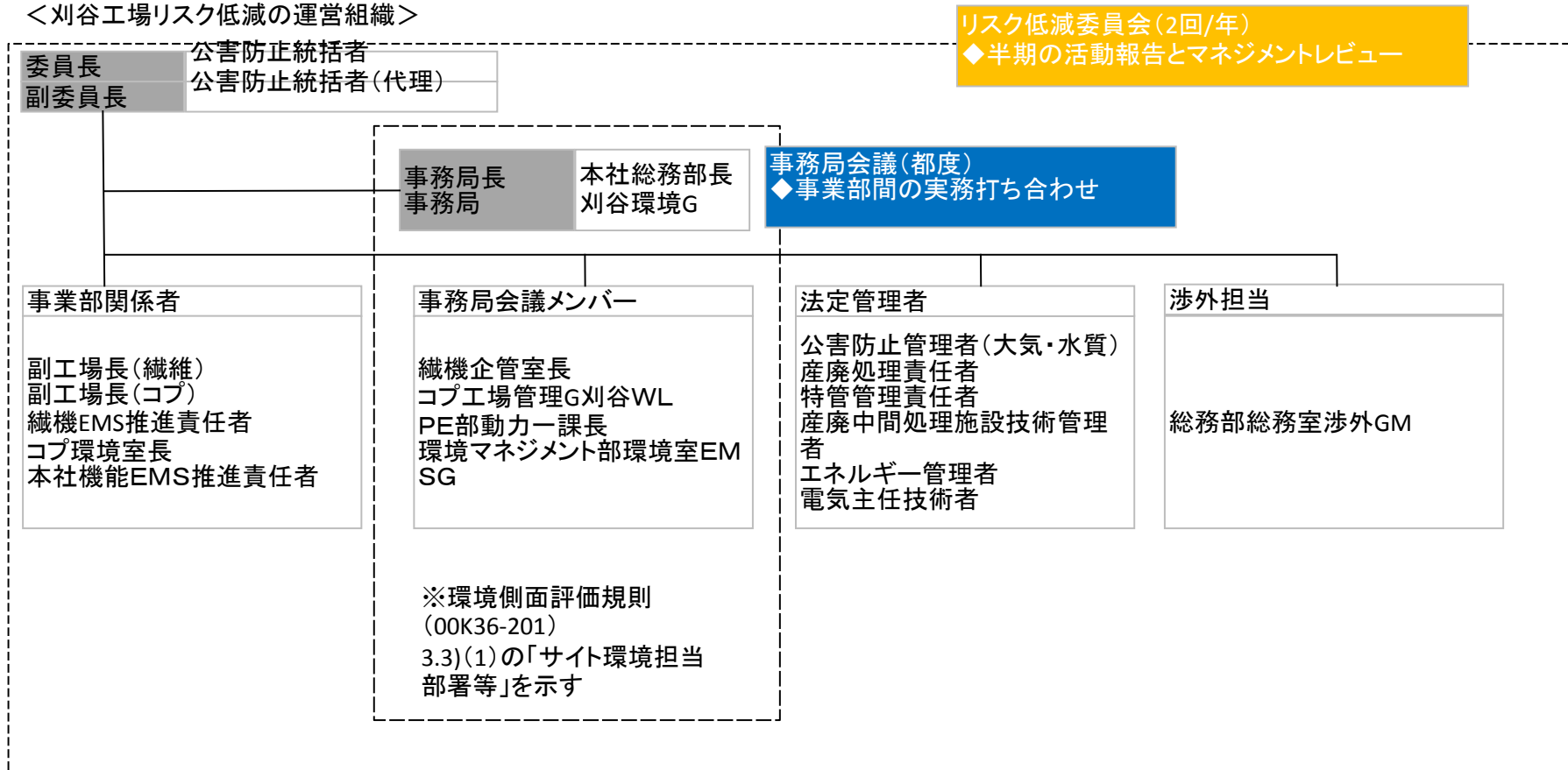
【発生する廃棄物と再利用方法】

分類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	スラッジ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	テフロン塗料溶液	中間処理業者	焼却	路盤材	
	汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
	研磨汚泥	中間処理業者	圧縮固化	製鋼向け還元材	
	清掃汚泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	脱水汚泥	自社	脱水	-	自社処理後、 業者へ委託
		中間処理業者	乾燥	セメント原料	
	粉体塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃油	含油廃水	中間処理業者	油水分離	燃料	
	水溶性廃油	中間処理業者	濃縮	路盤材	
	濃縮廃液	中間処理業者	混錬	燃料	
		中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃油	中間処理業者	油水分離	燃料	
	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃酸	廃酸	中間処理業者	焼却	路盤材	
		中間処理業者	中和	-	排水処理後放流
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃プラスチック類	OA機器	中間処理業者	破碎・溶融	原材料	
	廃フィルター類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塩ビ系廃プラ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	金属付き廃プラ	中間処理業者	焼却	原材料、路盤材	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	破碎圧縮成形	燃料	
	生活廃棄物	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃ウエス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラ類	中間処理業者	焼却	路盤材	
金属くず	乾電池	中間処理業者	選別	鉄原料	
ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず	中間処理業者	破碎	原材料	
	蛍光灯	中間処理業者	破碎	ガラスウール原料	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料	

別紙2

別紙1

<川谷工場リスク低減の運営組織>



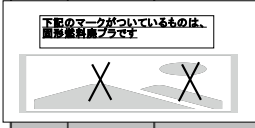
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【令和5年度実績と令和6年度目標】

産業廃棄物の種類	名称	排出量 (t)		備考
		R5実績	R6目標	
汚泥	スラッジ	16	16	
	テフロン塗料溶液	1	1	
	汚泥	234	234	
	研磨汚泥	3	3	
	清掃汚泥	22	22	
	脱水汚泥	354	354	
	粉体塗料カス	2	2	
		632	632	
廃油	含油廃水	3	3	
	水溶性廃油	21	21	
	濃縮廃液	105	105	
	研磨汚泥	4	4	
	油泥	57	57	
		190	190	
廃酸		33	33	
廃アルカリ		116	116	
廃プラスチック類	OA機器	0	0	
	フィルター	0	0	
	塩ビ類	5	5	
	金属付廃プラ	26	26	
	固形燃料廃プラ	50	50	
	生活廃棄物	10	10	
	塗料カス	7	7	
	廃ウエス	0	0	
	廃プラ	111	111	
	集約廃プラ	6	6	
		215	215	
金属くず		1	1	
ガラス・陶磁器くず		2	2	
木くず		38	38	
合計		1,227	1,227	

資源分別基準

No	保管場所	資源の種類		主な資源名称	利用方法	処理方法	処理方法量	種類(品)	備考		
		資源物の区分	名称								
1	(8)	-	複写書類	複写書類	紙	-	2	2	写真・カーボン紙・OHPシート・ラミネート・トレーシングペーパー・金属類不可		
15	(2)	-	一般ゴミ・生ごみ	ティッシュ、たばこの内紙、ウエットティッシュ					一般ゴミ捨場にすること		
27	(16)	-	一般ゴミ・生ごみ	たばこの吸殻(吸殻入れにて回収)、清掃ゴミ つまようじ、消しゴムのカス、枯れ葉(少量)、生ごみ、お茶葉	×	社外焼却	3	2	吸殻は必ず火を消すこと 7mm以下以下の紙		
14	(55)	-	枯れ葉	枯れ葉、草、枝		肥料	-	2	2	枯れ葉、草、枝以外は入れないこと	
1	(9)	ガラス・陶磁器類	ガラス屑、陶磁器類	湯飲み茶碗、コップ、陶磁器、試薬瓶、空のコーヒー瓶、ガラス、		ガラス	-	2	2	茶色のガラス瓶、透明の瓶、瓶以外のガラス類、陶磁器類の4種類に分別すること	
39	(21)	-	空き缶・空き瓶	飲料水のアルミ、スチール空き缶		缶引取	2	2	2	中身は空にしてから出すこと 自販機用の専用置場でも可	
39	(22)	-	ペットボトル	飲料水の空き瓶・自販機用の専用置場		缶引取	2	2	2	中身は空にしてから、又タバコの吸殻などを入れないこと 自販機用の専用置場でも可	
3	(1)	-	紙コップ	紙コップ、紙パック		缶引取	2	2	2	中身は空にしてから出すこと、ストローは付いたままでOK 自販機用の専用置場でも可(紙系飲料容器に限る)	
14	(50)	金属くず	乾電池	単1、2、3の使用済み乾電池 コイン電池、リチウム1次・2次、 ニッケルカドミウム、ニッケル水素、小型鉛シール蓄電池		材料	-	2	2		
14	(49)	ガラスくず	蛍光灯・電球	蛍光灯(110W、40Wなど)、蛍光灯の割れた物 水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類		材料	-	2	2	水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 ⇒ その他の電球	
1	(11)	ガラスくず	蛍光灯	蛍光灯(32、40、110W)		材料	-	2	2		
14	(7)	プラスチック類	フィルター	簡フィルター、糸巻きフィルター		材料	-	2	2		
14	(8)	プラスチック類	塩ビ類	塩ビ類、塩ビ配管、塩ビ板、塩ビの梱包材(トレイ等)		材料	-	2	3		
25	(10)	プラスチック類	商業用ウエス	ウエス		材料	-	2	3	レタタルウエス、クリーニング出来るウエスは廃棄しないこと	
16	(1)										
14	(10)	プラスチック類	プラスチック類	スポンジ、マーカーマジック、MGナイロン油圧ホース、 サンドペーパー、ビニールテープ、端子台カバー、エアホース カッティングシート、Oリングゴム、ゴム、活性炭、バフ布 樹脂切粉、塗装ホース(金属なし)、ボールペン ポロイド写真、キムワイプ、ゴム手袋、シールキャップ リレーケース、ペーパーフィルター サークルリブ梱包ビニール※、床ラインテープ※ スイッチカバー、配線ケース、ベダル、ウレタンマット 電気部品ケース、アルミコーティング袋、軍手(穴があいたもの) テレホンカード、ニトリル手袋、皮手、ビニタイ、作業帽		材料	-	2	3	※サークルリブ梱包ビニール、床ラインテープ(50mm、100mm幅)は、 塩ビを含んでいますので廃プラで回収します	
25	(9)	プラスチック類	金属付廃プラ	アルミホイール、リップシール、フロッピーディスク、作業服 金属付フィルタ、金属付フィルター、サドル、樹脂埋めサンプ ベルト、100円ライター、ホワイボード※		材料	-	2	3	※400mm×400mm以下に切断すること ※小さな金属付廃プラを廃棄する時は必ずビニール袋に入れて廃棄すること	
10	(4)	プラスチック類	樹脂製廃プラ	マークチューブ※2、梱包用バンド ラミネート(紙付可)、リップシールケース、梱包用樹脂、 OHP用紙、ライオン、クッション材、ガムテープ、 インシュロック、仕切り棒、シールとシール台紙、 テプラのシール、部品ケース(塩ビは不可)、発泡スチロール、 ポロイドフィルムケース、シールテープケース、セラハンテープ 感熱紙、写真、カッティングシート台紙、感圧紙、ネガ カーボン付紙、テープ付紙、紙ひも、床ラインテープ※3 梱包袋(内面にコーティング加工がしてある物)、ネガ袋 刃具カバー、手術用ゴム手袋梱包袋、ポンプホース、ユニバック 油圧SOLバルブキャップ、レーザーラベル スーパーフォームスプレーキャップ、 スバイラルチューブ(ニッパムア製)、エアホース※1 防塵マスクフィルター、バックアップ電池入れトレイ、 コンビニ・スーパーの袋、ビニール封筒(透明)、トレーシングペ PE袋、インシュロック、ダンブラ、プラスチック容器 エアバック、PP紐・バンド 油付ビニール袋(ラベル付含む)、 油付エアークリップ(ラベル付含む)※4	樹脂製	-	2	3	生活系のゴミ(お菓子の袋など)不可 金属付プラスチックは不可 塩ビを含んでる物は不可(塩ビちゃんて調べて下さい) ゴム類不可 熱硬化性プラスチック(フェノール樹脂、アミノ樹脂、不飽和ポリ エポキシ樹脂、ポリウレタン)は不可、シリコンは不可 熱可塑性プラスチック(ポリエチレン、アクリル、PP、PS、 PETP、ポリアセタール、ナイロン、PC、PBTP、 ABS樹脂)は可 ※1エアホースは手袋製(黄色、黒色、緑色)、SMC製 (SOFTNYLON)に限る ※2マークチューブには、様々な素材がある塩ビちゃんて確認 して下さい ※3330mm幅の床ラインテープに限る ※4油付、ラベル付に限る(油付、ラベル付以外一資源廃プラ)		
1	(3)	プラスチック類	生活系廃プラ	空弁当箱・カプ空容器、割り箸、お菓子の袋、タバコの外フィ ガム(紙に包んだもの)、つまようじ、ストロー(単体) お菓子のポリ容器、パン袋、カップ麺のフタ等のケース		材料	-	2	3	空弁当箱の中身は生ゴミへ廃棄し、軽く水洗いすること	
15	(3)										
27	(55)										
1	(10)	木くず	木屑	一般木片		材料	-	2	2		
8	(1)										
25	(4)										
7	(1)	プラスチック類	塗料カス	鉄板塗装ラインのブース洗浄時に出たもの		材料	-	2	3	豊田ケミカル回収	
7	(2)	プラスチック類	塗料カス	鋳物塗装ラインのブース洗浄時に出たもの		材料	-	2	3	豊田ケミカル回収	
-	-	腐蝕	腐蝕・硝酸廃液	硝酸・硝酸廃液		中和	-	2	3	廃棄物処分依頼書を出す事	
-	-	腐蝕	腐蝕性廃液	腐蝕性廃液	×	社外 焼却	3	5	5	廃棄物処分依頼書を出す事	
-	-	廃アルカリ	廃アルカリ	廃アルカリ		油水分離	-	2	3	廃棄物処分依頼書を出す事	
-	-	汚泥	酸化アルミ(汚泥)	酸化アルミ(汚泥)	×	社外 焼却	3	3	3	廃棄物処分依頼書を出す事	
-	-	廃油	有機溶剤	アセトン廃液・エタノール廃液		油水分離	-	2	5	廃棄物処分依頼書を出す事	
-	-	廃油	グリニ	シリコングリニ・XOグリニ	×	社外 焼却	3	3	3	廃棄物処分依頼書を出す事	
-	-	廃アルカリ	メッキ廃液	NIPメッキ廃液	×	社外 焼却	3	3	3	廃棄物処分依頼書を出す事	
-	-	汚泥	排水汚泥	排水処理で来た汚泥		材料	-	2	3	3	都度連絡する事
-	-	汚泥	汚泥(セメント)	排水処理場から出るもの		材料	-	2	3	3	都度連絡する事
-	-	プラスチック類	空テプラケース	KING JIMの使用済みテプラケースのみ		ケース	-	2	3	3	
-	-	プラスチック類	OHP機密書類	OHP機密書類	×	社外 焼却	3	3	3	各部署でまとめて「機密OHP・FD処分依頼書」にて 環境Gへ依頼	
3	(2)	汚泥	清掃汚泥	清掃汚泥		材料	-	2	3	3	
22	(85)										
5	(6)	廃油	水溶性廃液	切削水等		燃料	-	2	3	3	
9	(1)										
18	(38)	廃油	水溶性廃液	水溶性廃液、洗浄廃液、床面洗浄廃液		燃料	-	2	3	3	
19	(39)										
24	(43)										
28	(18)										
-	-	プラスチック類	テフロン	テフロン		材料	-	2	3	3	テフロン塗料カス、溶剤付ペーパー、シナー付ペーパーは可
22	46	廃油	ダフニアルファークリーナ	ダフニアルファークリーナ		燃料	-	2	5	5	
-	-	汚泥	油泥	汚泥等を含む廃液		燃料	-	2	3	3	
-	-	汚泥	スラッジ	切削・汚泥等を含む廃液		燃料	-	2	3	3	
27	(15)	汚泥	研磨汚泥	アルミ・鉄・テフロンの研磨カス		原料	-	2	3	3	活性炭・樹脂・タバコの吸殻・軍手・ビニール・割れ磁石は絶対に に入らせないこと(汚泥のみに限定)
-	-	廃油	テフロン塗料溶液	テフロン塗料溶液		原料	-	2	3	3	
14	(1)	陶磁器類	磁石屑	磁石屑		材料	-	2	3	3	
22	(82)										
-	-	感染性廃棄物	医療系廃棄物	注射器等		材料	-	2	5	5	都度連絡すること
40	(69)	廃油	含水アルコール・白灯油	含水アルコール・白灯油		燃料	-	2	5	5	



管理No	保管場所	産業廃棄物の区分	資源の品名	主な資源名称	利用方法	処理方法	処理方法番号	数量(トン)	備考
25	①	-	アルミ100%	シリンダ、ハウジング、フランジ、シェル、ロータ、磁石付き斜板	材料	-	1	1	・ビン付可、めっき付可
25	③	-	アルミ50%以上	安全弁(PRV)、センサー、アルミシュ	材料	-	1	1	・鋼8%混入品、センサーのコードは切る
25	③	-	アルミ49%以下	ロータアッシ、シャフト斜板アッシ、ピストンワップルアッシ、ハーメチックケース	材料	-	1	1	・鋼47%混入品、分解できるものは分別所に持ち込むこと ・ケーブル部分は切り取る
25	⑥	-	ピストン	アルミピストン・ロータリーバルブ	材料	-	1	1	・子アロン塗装の有無関係無し
25	⑦	-	鋼屑除外	ホチキスの芯、エフの針金、針金、塗料付鋼屑、モータ、ファン、台車車輪、自転車金属部分、SSハブ、金属ロータ、磁石磁子、コムキャップ、ハブ(2Way用)、コントロールバルブ	材料	-	1	1	・芯などの細かい物は缶などにに入れて廃棄のこと、モータなどの油は抜いてあること ・1.2m以下 ・樹脂ロータは、分別罐にて金属と樹脂に分けること
7	③	-	鋼屑2級	コントロールバルブ本体、ガスケット、ボルト類、刃具、ドリル類、鋼材、ベアリング、スプラインハブ、樹脂ロータの金属部分、モータステータ、モータロータ、モータロータ+シャフト(混合品)、プーリロータ(2Way用)	材料	-	1	1	・塗装付は不可
14	③	-	鋼屑2級	モータロータ+シャフト+ハウジング(混合品)、インナーハブ、ステータ、ロータコア、ブラケット、ワンウェイクラッチ、シム、磁石、スベーサ、モータハウジング+モータステータ(混合品)	材料	-	1	1	
25	⑧	-	鋼屑除外長物	3m以下鋼材をかきばる物	材料	-	1	1	・3m以上の物は生搬室に解体依頼を出すこと
25	⑪	-	一斗缶・ペール缶	一斗缶・ペール缶、スーパーフォーム、スプレー缶	材料	-	1	1	・一斗缶、ペール缶は油を確実に抜いてプレス機でつぶしてから廃棄すること ・スプレー缶は全部使い切ってから各部番で缶の底に穴を空けてから廃棄すること ・キャップは外して分別して適切な場所に廃棄すること ・オイルパンにたまった油は都度回収すること ・底に油をこぼしたら確実に拭き取る
25	⑨	-	鋼グライ・ニュームグライ	鋼グライ・ニュームグライ	材料	-	1	1	
25	⑭	-	鋼屑・真鍮類	鋼パイプ、鋼部品類、鋼治具類	材料	-	1	1	・鋼屑と鋼線屑は分別のこと
		-	真鍮類	真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮部品類、真鍮治具類	材料	-	1	1	
		-	鋼屑	鋼部品、鋼パイプ、鋼治具類	材料	-	1	1	
		-	鋼線屑	鋼線屑	材料	-	1	1	
10	⑱	-	ケーブル屑	OAケーブル、リード線、電線屑、センサーコード、ワイヤーハーネス	材料	-	1	1	
25	⑳	-	ステンレス屑	ステンレス屑	材料	-	1	1	
14	㉒	-	砲金切粉	砲金屑	材料	-	1	1	
14	㉓	-	真鍮切粉	真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮コントロールバルブ、真鍮	材料	-	1	1	
	㉔	-	アルミ屑	アルミ屑	材料	-	1	1	
	㉕	-	真鍮針金	真鍮針金	材料	-	1	1	
28	㉖	-	回収油	100%油、浮上油	材料	-	1	1	
17	㉗	-	ニュームグライ	ホッパニュームグライ	材料	-	1	1	
21	㉘	-	ニュームグライ	ホッパニュームグライ	材料	-	1	1	
22	㉙	-	ニュームグライ	ホッパニュームグライ	材料	-	1	1	
22	㉚	-	アルミスラッジ	アルミ屑	材料	-	1	1	
4	㉛	-	鋼屑1級		材料	-	1	1	
5	㉜	-	鋼屑1級		材料	-	1	1	
5	㉝	-	鉄グライ	ホッパ鉄グライ	材料	-	1	1	
8	㉞	-	鉄グライ	ホッパ鉄グライ	材料	-	1	1	
23	㉟	-	紙屑		材料	-	1	1	
10	㊱	-	基板屑	プリント基板類	材料	-	1	1	
		-	ケーブル屑	OAケーブル、リード線、電線屑、センサーコード、ワイヤーハーネス	材料	-	1	1	・鋼線部分の直径が2mm以下の物
36	51	-	混合(鉄・アルミ)	鉄・アルミ混合	材料	-	1	1	
	52	-	鉄・アルミ	鉄・アルミ	材料	-	1	1	
15	㊲	-	バッテリー	バッテリー	材料	-	1	1	
1	㊳	-	シュレッダ屑	シュレッダ屑(糞の目切、短冊切含む)	ミックスペーパー	-	2	2	・OHP等のプラスチック類は入れないこと ・機密書類でなければ再生紙へ分別のこと
1	㊴	-	再生紙	使用済みコピー紙、ユニオンニュース、電算用紙、検査票、払出し看板、色紙、ポストイット、伝票類(カーボン付以外)	再生紙	-	2	2	・かよい箱(青色)にて回収(コブのみ) ・ホチキスは外すこと、紙は丸めずに出すこと ・7mm四方以上の紙屑は「再生紙」に該当
1	㊵	-	ダンボール屑	ダンボール	ダンボール	-	2	2	・平らに折りたたむこと ・小さい物は大きいダンボールの間にはさんで出すこと
7	㊶	-	ダンボール屑	ダンボール	ダンボール	-	2	2	・油が多量に付着しているものは不可
25	㊷	-	ダンボール屑	ダンボール、ラップ芯	ダンボール	-	2	2	・梱包袋は内面がコーティング加工していない物
1	㊸	-	雑紙・雑紙(OO)	封筒、エフ(針金以外)、紙袋、部品ケース用の厚紙、原料袋、梱包袋(ハトロン紙)、蛍光灯の梱包材、紙製コンテナ、おかし箱、たばこの箱(ソフトケース含む)、防錆紙、ポラロイドフィルムの抜き取り紙、雑誌、カタログ、広告	雑紙	-	2	2	
15	㊹	-	雑紙・カタログ(雑紙)	封筒、エフ(針金以外)、紙袋、部品ケース用の厚紙、原料袋、梱包袋(ハトロン紙)、蛍光灯の梱包材、紙製コンテナ、おかし箱、たばこの箱(ソフトケース含む)、防錆紙、ポラロイドフィルムの抜き取り紙	雑紙	-	2	2	・かよい箱(黄色)にて回収。雑紙は回収すること ・梱包袋は内側がコーティング加工していないこと ・タ/4の箱(ソフトケース含む)は必ず開いて出すこと ・窓付き封筒はビニール部分を取って雑紙へ出すこと ・手帳は表紙部分のビニールを取り外し雑紙へ出すこと
1	㊺	-	雑紙(コブ)	封筒、エフ(針金以外)、紙袋、部品ケース用の厚紙、原料袋、梱包袋(ハトロン紙)、蛍光灯の梱包材、紙製コンテナ、おかし箱、たばこの箱(ソフトケース含む)、防錆紙、ポラロイドフィルムの抜き取り紙	雑紙	-	2	2	・かよい箱(黄色)にて回収。雑紙は回収すること ・梱包袋は内側がコーティング加工していないこと ・タ/4の箱(ソフトケース含む)は必ず開いて出すこと ・窓付き封筒はビニール部分を取って雑紙へ出すこと ・手帳は表紙部分のビニールを取り外し雑紙へ出すこと
1	㊻	-	新聞	新聞		-	2	2	・置場内の箱に移し変えること(結束する必要なし)
15	㊼	-	新聞	新聞		-	2	2	
1	㊽	-	増雑紙(OO、雑紙)	コピー紙A4サイズ以上のもの、色紙・厚紙・洋用紙、お菓子の箱、たばこ箱(ソフトケース含む)等		-	2	2	・OO・増雑紙専用部
15	㊾	-	増雑紙(OO、雑紙)	コピー紙A4サイズ以上のもの、色紙・厚紙・洋用紙、お菓子の箱、たばこ箱(ソフトケース含む)等		-	2	2	
35	46	-	安全靴	安全靴	材料	スクラップ	2	3	・メーカー別に分別すること
-	-	-	クリーニングウエス	使用済みウエス	ウエス	-	2	3	・クリーニングで再利用 ・油が袋の底にたまっている物は廃棄しないこと ・水分を吸ったウエスを袋に入れ過ぎないようにすること

